

諮問庁：国立大学法人京都大学

諮問日：令和6年5月30日（令和6年（独情）諮問第70号）

答申日：令和7年6月18日（令和7年度（独情）答申第21号）

事件名：台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「貴大学が保有する台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書一切（論文は除く。）。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和6年3月19日付け京大総法情第134号により国立大学法人京都大学（以下「京都大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである（資料は省略する。）。

（1）審査請求書

処分庁は審査請求人の法人文書開示請求に対して、「請求のあった事項を記載した文書については、該当する法人文書を保有していないため」、とする。審査請求人の請求は「貴大学が保有する台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書一切」であるから、処分庁は台湾原住民の遺骨に関する情報を記載した法人文書を保有していないということである。

しかし、この処分庁の理由は以下の点から理由にはなっていない。

ア 京都大学百年史 部局史編1（1997年、760ページ）には、足立文太郎氏が人類学の研究のために頭蓋骨約1000体、全骨格約500体の骨格標本を蒐集した旨記載され、これらは京都大学に保管されているとのことである。下記イに記載のとおり、この中に台湾原住民遺骨が多数含まれている可能性が高い。（証拠書類1ページ）

イ 証拠書類2ページには、足立文太郎氏は台湾殖産局の森丑之助氏から台湾原住民であるタイヤル族の人骨1体の寄贈を受け京都帝大（当

時)が所蔵している旨の記載が存在する。(同)

ウ 証拠書類からすると、京都大学にはかつて台湾原住民の遺骨を保有していた事実が窺われるところ、上記処分庁の本件決定の理由からすると、このかつて保有していた台湾原住民の遺骨を廃棄等の処分に付し、廃棄等したことが記載された文書も存在しないとのことになる。

しかし、人骨を廃棄することは通常は考えられず、廃棄方法も考えることができないので、依然京都大学は台湾原住民の遺骨を保有しているはずである。

また、もし仮に台湾原住民の遺骨を廃棄等の処分をしたとしても、その処分に係る行政文書が存在しているはずである。この廃棄に係る文書も「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書」である。

エ 以上から、少なくとも京都大学は台湾原住民の遺骨に関する目録等の遺骨に関する情報が記載されている文書、及び遺骨を廃棄した場合には廃棄に係る文書等が存在しているはずであり、審査請求人の請求に対して、その調査が不十分であったものである。

オ よって、審査請求の趣旨記載のとおり審査請求をなすものである。
(以下略)

(2) 意見書

ア 「作成した記録はない」との京都大学の主張について

下記第3の2において、京都大学は、「総合博物館、理学研究科に総務課から照会した結果、『本件にかかわる文書については、作成した記録はないことから、本件にかかわる文書については存在しない』との回答であった」ため「不開示とした」とあり、文書について存在しない理由は「本件に関わる文書については作成した記録がない」ということで、この点は「不開示決定の際には記載していなかった」、とのことである。

審査請求人の請求は「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書（電磁記録を含む）」の開示請求であり、「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書に関して作成の有無にかかわる記録文書」ではない。京都大学は、次の事実から本件開示請求に対して真摯に探索、調査をしていなかったことが明らかである。

(ア) 探索・調査した文書に「台湾原住民の遺骨」という表題がなければ、請求に係る文書は存在しないことになる

審査請求人は、京都大学の文書規程について、インターネット上で見分できなかったため、規定内容の詳細は把握していないが、上記京都大学の主張によれば、「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書」を作成した際に、当該文書が作成されたとする記録

文書を作成することになっているようである。そして、当該記録文書に「台湾原住民」「遺骨」等の記載がなければ、「本件に関わる文書については作成した記録がない」という結果となるものである。つまり、「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書」がどのような表題の下に記録文書に記載してあるかによって、請求に係る文書の存否が判断されたことになる。これは開示請求に係る文書について探査・調査したことにはならないものである。

もし仮に、文書規程において、記録文書なるものの作成を指示されていないとした場合にも、京都大学の主張では「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書」が作成されたことが記録上残っているか否かを調査したということである。結局、このことは、作成された文書の表題を基に、「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書」の有無を調査したことをさしている。したがって、この調査は文書の記載内容に関わらず表題だけで調査したことをうかがわせ、開示請求に係る文書について探査・調査したことにはならないものである。

(イ) 実際に特定大学ではアイヌ人骨に関する文書の中に台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されていた

審査請求人は、京都大学に開示請求した内容と同一の「台湾原住民の遺骨に関する情報が記載された文書」の開示請求を特定大学になした。この開示請求に対する同大学の法人文書開示決定書（略）によれば、表題に台湾原住民の遺骨とは記載されていない文書が多数開示された。例えば、特定文書等々がそれらである。特定大学の開示決定書を見れば明らかなように、開示文書には「台湾原住民」の記述もなければ、「台湾原住民の遺骨」という記述もないのである。

特定大学から開示された文書からは、台湾原住民の遺骨の情報が記載されていないかのような文書でありながら、特定大学は文書の内容に関して、徹底した探査・調査を行い、台湾原住民の遺骨の情報が記載されているか否かを確認していったものである。京都大学のいう「本件に関わる文書については作成した記録がない」という探査・調査方法では特定大学の開示請求においても「文書不存在」ということになったものと思料するところである。

特定大学の例は、「台湾原住民の遺骨」に関して、京都大学のよう「作成した記録があるか否か」というだけの探索・調査が不十分、不完全であることを物語っている。

なお、特定大学の「特定大学医学部アイヌ人骨収蔵経過に関する調査報告書」は、文部科学省が全国の大学に対して、アイヌ人骨の

保有の有無を調査するように指示したことにより、同大学が調査した結果をまとめたものである。ところで、京都大学も文部科学省から同様の指示を受けて調査を行い、多数のカラフトアイヌの人骨や沖縄で発掘された人骨等の人骨の保有が確認されているので、特定大学と同様に、この京都大学の調査報告書の中に台湾原住民の遺骨について言及している可能性は高い。

(ウ) 小括

以上から明らかなように、京都大学は、開示請求に係る文書について、文書の内容、記載を詳細に探索・調査をしたものではなく、「本件に関わる文書について」「作成した記録があるかないか」を調査しただけのものであり、開示請求にかかる文書の探索・調査をしていないことが明らかである。

イ 本件対象文書について

(ア) 京都大学の全ての部署において調査、探索していない

京都大学は下記第3の1及び3において、審査請求人の開示請求にかかる文書について、総務部総務課、同課に関連する総合博物館、理学研究科及び医学研究科に確認したところすべての部署において本件にかかわる文書を作成した記録は存在しなかった、とのことである。

審査請求人は京都大学の詳細な組織関係については十分な知識を有していないが、本件に係る文書の探索が京都大学の前記4部署にとどまっていることは、その探索・調査が不十分といわざるを得ないことになる。例えば医学研究科・医学部においては、医学・医科学専攻において100を超える研究室が存在しているところ（インターネットで公表されている）、これら研究室すべてを探索したものではない。

例えば、開示請求書にも記載した足立文太郎氏の所属から次のことが明らかである。

足立文太郎氏は明治33年に京都帝国大学医科大学解剖学第二講座助教授に就任し、明治37年に同講座の初代教授に就任した。

そして、足立文太郎氏は、同講座の教授時代の明治39年に「台湾古棲の土人『ニグリート』に就て」、明治40年には「台湾蛮人頭蓋」という論文を著している。これ等の論文は京都帝国大学が当時保管していた台湾原住民の遺骨を基に研究し、発表した論文であると思料できる。

ところで、足立文太郎氏が所属していた京都帝国大学医科大学解剖学第二講座というのは、現在の機能微細形態学教室であるところ（資料②、2枚目）、右研究室に対し、本件請求に係る文書の存否

を探索・調査していない。理由説明書（下記第3。以下同じ。）にもすべての研究室に問い合わせたとは記載していないからである。
（イ）関係機関等への問い合わせもしていない。

審査請求書に記載したとおり、京都大学百年史 部局史編1では人類学研究のために資料が頭蓋骨で1000体あるとされている。京都大学百年史編纂委員会が、虚偽の記載をすることは考えられないので、何らかの資料に基づいて記述しているものである。京都大学からの理由説明書には、この京都大学百年史編纂委員会に問い合わせたとは記述されておらず、問い合わせはしていなかったものである。もし、問い合わせをすれば、京都大学が保有する、いかなる資料に基づいて前記記述がなされたのかを確認でき、さらに当該資料を探索することができたものである。そうすれば、「頭蓋骨で1000体のうち、台湾原住民の頭蓋骨が何体含まれているのかをも確認できるはずで、その場合には当該資料を開示すればよいのである。

したがって、京都大学は本件請求に係る文書について、このような問合せすらせず、極めて不十分な調査に基づいて「不存在」と判断したものなのである。

（ウ）もし、仮に台湾原住民の遺骨に関する文書が不存在とした場合には、将来の研究が不可能となる

足立文太郎氏は、東京帝国大学医学部の小金井良精氏主宰の解剖学教室において研究を行い、骨や人類学の研究で小金井良精氏を師と仰いでいた（資料②）。小金井良精氏は、日本ではじめて計測人類学（形質人類学）を拓いた教授であり、足立文太郎氏も台湾原住民の遺骨を形質人類学の見地から研究していた。

形質人類学という学問分野が現在の医学において「廃れた分野」であったとしても、その研究内容の再検討、あるいは研究史の研究において、足立文太郎氏が研究対象とした台湾原住民の遺骨は重要な研究資料である。例えば、当時の形質人類学の計測や観測の是非は、当該遺骨を再見分することによって可能であるし、現実には台湾原住民の遺骨であったかどうかは当該遺骨が資料として残存していてこそ可能となるからである。

したがって、通常はこのような研究資料となった遺骨は、台帳を基に整理し保存するものである。

審査請求書に記載したとおり、京都大学百年史 部局史編1では人類学研究のために資料が頭蓋骨で1000体あるとされ、足立氏が研究したタイヤル族の遺骨を含めて京都帝大が保管していた、とのことであるから、京都大学にはこれらの研究対象としての遺骨資

料を整理した台帳が存在しなければならない。

万一、これらの台帳が存在しないということであれば、京都大学は研究機関としての資質がないと断言できるものである。なぜなら、研究者が重大な研究をして、その研究成果を発表したとしても、当該研究資料が整理し、いつでも抽出できる状態になれば、他者がその研究成果を再検討すること自体が不可能となり、当初の研究成果が再考不可能として認められないことになるからである。

また、最近では国立博物館の特定個人等による人骨を用いた遺伝子研究が盛んに行われている。この遺伝子研究の対象には、世界の先住民族の人骨も貴重な対象になるものと思料するが、この中には京都大学が保有する台湾原住民の遺骨が含まれている。先住民族の遺伝子研究の是非は置くとして、少なくとも遺伝子研究のためには、対象としての遺骨に関して、どの時代の、どこから発掘された遺骨なのかという基礎データがなければ、遺伝子研究の意味は全く失われる。このような基礎データは、例えば特定大学では「遺骨台帳」として整理されており、京都大学でも同様の遺骨の整理がなされていなければならない。もし、本当に台湾原住民に関する情報が記載された文書や電磁記録が存在しないとすれば、京都大学における台湾原住民（人類）の遺伝子研究そのものが不可能であるということになる。

ウ 結論

以上から、京都大学は、本件請求に係る文書の探索・調査が極めて杜撰であり、その結果、「不存在」と決定したものであるから、直ちに取り消されるべきである。そして、再度、本件請求に係る文書について詳細な探索・調査を行い、文書の内容に台湾原住民の遺骨に関する情報が存在する文書（電磁記録）について、開示決定をするべきである。

（以下略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象文書について

今回の開示請求事案は、「貴大学が保有する台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書一切（論文は除く）」（本件対象文書）である。

「京都大学が保有する台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書一切」に関する事務は「総務部総務課（令和6年3月まで）」が所掌していたため、本件開示請求事案に関する法人文書を管轄するのは「総務部総務課」とし、同課において該当する法人文書を探索した。

本件対象文書は、台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書であるが、本事項を記録した文書について、該当する法人文書を保有して

いないことから、不開示とした。

2 不開示決定とした具体的理由について

「京都大学が保有する台湾原住民の遺骨に関する情報が記載されている文書一切」について、本件を所掌している総務部総務課に確認したところ、関連する部署である総合博物館、理学研究科に総務課から照会した結果、「本件に関わる文書については作成した記録はないことから、本件に関わる文書については存在しない」との回答であった。そのため、請求のあった事項を記録した文書については、該当する法人文書を保有していないことから、法9条2項の規定に基づき、不開示とした。なお、文書について存在しない理由は上記のとおり「本件に関わる文書については作成した記録はない」だが、不開示決定の際には記載していなかった。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「京都大学百年史 部局史編1には、足立文太郎氏が人類学の研究のために頭蓋骨約1,000体、全骨格約500体の骨格標本を蒐集した旨記載され、これらは京都大学に保管されているとのことである。この中に台湾原住民遺骨が多数含まれている可能性が高い」「足立文太郎氏は台湾殖産局の森丑之助氏から台湾原住民であるタイヤル族の人骨1体の寄贈を受け京都帝大（当時）が所蔵している旨の記載が存在する」「人骨を廃棄することは通常は考えられず、廃棄方法も考えることが出来ないで、依然京都大学は台湾原住民の遺骨を保有しているはずである」と主張するが、これらの資料は当時の遺骨に関する研究等に関する記載であり、また、審査請求人の推論はあくまで京都大学が保有する遺骨に関するものであることから、以上の主張をもって、現在、審査請求人が請求する文書を京都大学が保有する根拠とはならない。

また、審査請求人は、「かつて保有していた台湾原住民の遺骨を廃棄等の処分に付し、廃棄等したことが記載された文書も存在しないことになる」「もし仮に台湾原住民の遺骨を廃棄等の処分をしたとしても、その処分に係る行政文書が存在しているはずである」「少なくとも京都大学は台湾原住民の遺骨に関する目録等の遺骨に関する情報が記載されている文書、及び遺骨を廃棄した場合には廃棄に係る文書等が存在しているはずであり、審査請求人の請求に対して、その調査が不十分であったものである」と主張するが、審査請求人の主張は、証拠書類の記載をもとにした独自の推論に過ぎず、審査請求人が請求する文書が京都大学に現存することの根拠とはならない。該当文書の調査についても、〔（2）不開示決定とした具体的理由〕に記載のとおり、関連する部署である総合博物館、理学研究科に確認し、「本件に関わる文書については存在しない」との回答を得たうえで、不開示決定の通知書を作成している。

さらに、今回本件に関する審査請求があったため、改めて関連する部署

である総合博物館、理学研究科に再確認し、さらには審査請求人の証拠書類に「京都帝大医学部」の記載があったことから、医学研究科にも確認した結果、全ての部署とも「本件に関わる文書については作成した記録はないことから、本件に関わる文書については存在しない」との回答だった。

以上により、審査請求人の主張は当たらず、上記1ないし3に記載の理由より、諮問庁として、処分庁における原処分維持が適当と判断するに至ったものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和6年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月10日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 令和7年5月15日 審議
- ⑤ 同年6月12日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し改めて確認させたところ、諮問庁はおおむね以下のとおり説明する。

ア 審査請求人は、資料によると当時在職していた教授が台湾原住民の人骨の寄贈を受け京都大学が所蔵している旨の記載が存在し、京都大学にはかつて台湾原住民の遺骨を保有していた事実がうかがわれると主張する。

イ 現在の「京都大学における法人文書の管理に関する規程」（平成13年4月施行、平成16年4月に国立大学法人化により「京都大学における行政文書の管理に関する規程」から改称）によれば、原則として、本学の職員等が職務上作成し、又は取得した文書であって、本学の職員等が組織的に用いるものとして、本学が保有しているものについては、その内容が研究に関するものである場合、最長10年間の保存期間を規定している。ただし、一般に、教員が作成・取得する研究用資料は、教員の個人文書として扱われることが多いと考えられる。

なお、平成13年3月以前は、大学としての文書管理規程はなかった。

ウ したがって、仮に当時、人骨を収集した教員が人骨の整理に関するその他の文書を作成していたとしても、現在の京都大学において法人

文書として保存される可能性は低く、現に関連する部署である総合博物館、理学研究科及び医学研究科にも確認した結果、本件対象文書に該当すると判断し得る文書の存在は確認できなかった。

エ なお、審査請求人から提出された意見書に対しては、別表のとおり説明する。

- (2) 京都大学において本件対象文書の保有は認められなかったとする上記諮問庁の説明に不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

また、その文書の探索の範囲等が不十分であるともいえない。

したがって、京都大学において、本件対象文書を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 付言

本件不開示決定通知書には、本件対象文書を不開示とした理由について、「該当する法人文書を保有していないため、不開示とする。」と記載されているところ、一般に、文書の不存在を理由とする不開示決定に際しては、単に対象文書を保有していないという事実を示すだけでは足りず、対象文書を作成又は取得していないのか、あるいは作成又は取得した後に、廃棄又は亡失したのかなど、なぜ当該文書が存在しないかについても理由を示すことが求められる。

したがって、原処分における理由の提示は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものであり、処分庁においては、今後の対応において、上記の点について留意すべきである。

5 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、京都大学において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之、委員 石川千晶、委員 磯部 哲

別表

意見書における主張（要旨）	諮問庁の説明
審査請求人は、京都大学に開示した内容と同一の開示請求を特定大学にしたところ、「特定大学医学部アイヌ人骨収蔵経過に関する調査報告書」が開示された。この文書は、文部科学省が全国の大学に対して、アイヌ人骨の保有の有無を調査するように指示したことにより、同大学が調査した結果をまとめたものである。京都大学も同様に当該調査報告書の中に台湾原住民について言及している可能性は高い。	アイヌ人骨の調査に対する報告書として「アイヌ人骨保管状況等調査ワーキング報告書」を作成した。当該報告書に参考として「台湾原住民の遺骨」に関する記載がある可能性を考え記載の有無を再確認したが、記載はなかった。
京都大学百年史 部局史編1では人類学研究のために資料が頭蓋骨で1000体あるとされている。何らかの資料に基づいて記述しているものであり、京都大学百年史編纂委員会に問合せをすれば、いかなる資料に基づいて当該記述がされたかを確認でき、当該資料を探索することができたはずである。	京都大学百年史編纂委員会は、京都大学百年史が完成ののち、既に解散しており当該委員会は存在しない。 また、百年史作成に係る法人文書は既に保存期間が満了しており、保存期間が満了した法人文書として処理（大学文書館に移管）されている。大学文書館に該当する文書が存在する可能性はあるが、当該文書は少なくとも法人文書ではない。